

川越市なぐわし公園整備に係る民間活力導入可能性
調査業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

川越市 公園整備課

令和6年4月

1 業務の目的

本市では、なぐわし公園の余熱利用施設で実施するPFI事業（以下「現PFI事業」）が、令和8年度をもって終了するにあたり、令和5年度に、現PFI事業終了後のなぐわし公園整備に係る事業手法の検討を行い民活導入の適性を確認したところです。

本業務は、現PFI事業終了後のなぐわし公園整備事業について、施設計画の条件等を整理し、施設整備、運営等の詳細をとりまとめるとともに、民活手法を導入する場合の事業スキームを検討、民活手法導入の効果及び課題等を整理のうえVFMを算定し、民活手法による事業の実施可能性を評価することを目的とするものです。

2 業務の概要

上記目的のため、以下の業務を実施します。

(1) 業務名称

川越市なぐわし公園整備に係る民間活力導入可能性調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「川越市なぐわし公園整備に係る民間活力導入可能性調査業務委託特記仕様書」のとおりです。

なお、上記仕様書は、本プロポーザルの企画提案の内容を踏まえ、契約事業者及び市の双方の合意の下、一部変更することができるものとします。

(3) 履行期間

契約の日から令和7年3月21日（金）まで。

ただし、履行期限前に納品の必要がある成果物については各仕様書に定めます。また、その他必要な場合においては別途定めます。

(4) 事業費限度額

15,000,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

（※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格については、この範囲で別途算定する。）

3 担当課

川越市 都市計画部 公園整備課 大規模公園担当（担当：関根、岩下）

所在地 〒350-8601 川越市元町 1丁目3-1

電話 049-224-8811（内線 3237） 049-224-5965（直通）

メールアドレス koenseibi@city.kawagoe.lg.jp

※送信の際は●を@に変換してお送りください。

4 参加資格

(1) 応募者の構成

応募者は、単独の法人又は法人のグループとします。グループによる応募の場合は、グループ協定書を締結し必要な諸手続き等を一貫して担当する代表者をあらかじめ定めてください。やむを得ない事情と認められる場合を除き、構成員の変更は認めません。なお、1つのグループの構成員は、別の提案を行うグループを構成する構成員や単独の応募者になることはできません。

また、単独、グループのいずれにおいても業務の一部を協力企業に再委託することを認めます。

(2) 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、川越市契約規則（昭和49年規則第21号）を遵守した上、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

なお、なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備事業の事業者及びその構成員は参加できません。

- ① 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示351号）に基づく令和5・6年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、名簿に登載されていないものであっても、必要書類を公募型プロポーザル参加申込書（様式1）に添付し、当該書類が適正であると認められる場合には、市の承認のうえで参加することができる。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、川越市における一般競争入札等の参加を制限されている法人に該当しない者であること。
- ③ 本業務委託の公募の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- ⑤ 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- ⑥ 平成26年度から令和5年度までの間に、都市公園に係るPFIやP-PFIなどの民活に係る導入可能性調査やアドバイザー業務（類似と認

められる業務を含む)を元請(ただしグループで実施した場合は代表者に限る。)として履行した実績があること。なお、グループで参加する場合は、代表構成員となる者が実績を有していること。

- ⑦ 平成26年度から令和5年度までの間に、都市公園に係るPFIやP-PFIなどの民活に係る導入可能性調査やアドバイザー業務(類似と認められる業務を含む)を統括責任者(管理技術者等)として履行した実績がある者を、統括責任者(管理技術者)として本業務に配置できること。

※なお、協力企業に再委託する場合は、担当させる業務内容を様式3「協力会社の名称等」及び様式6「実施体制調書(体系図)」で明確にしてください。

5 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール(概要)は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
公募の開始	令和6年4月19日(金) ※市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。 ※書類等の直接配布は公園整備課にて同日より開始します(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)。
質問の受付	令和6年4月19日(金)から令和6年4月26日(金)正午まで ※メール送信後、公園整備課に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和6年5月2日(木)正午までにホームページにて公開します。
参加申し込み	令和6年4月19日(金)から令和6年5月9日(木)午後5時まで 土日祝日を除く午前9時から午後5時まで(郵送の場合は必着)。 ※参加資格の確認を行います。また、参加申請提出書類の提出者が5者を超える場合は、参加申請提出書類で予備審査を行い、5者程度を選定します。令和6年5月13日(月)までに確認の結果を電子メールで通知します。
企画提案書等の提出	参加確認結果通知後から令和6年5月17日(金)まで 土日祝日を除く午前9時から午後5時まで(郵送の場合は必着)。
プレゼンテーション(予定)	令和6年5月下旬に企画提案のプレゼンテーションを予定しています。プレゼンテーションの時間等の詳細案内は、電子メールにて、企画提案書等の提出を依頼する事業者に連絡いたします。 ※プレゼンテーションを実施しない場合もあります。

結果通知	令和 6 年 6 月上旬までに選考結果を電子メールにて通知する予定です。
契約締結	令和 6 年 6 月中旬までに契約締結を予定しています。

6 参加申し込み

このプロポーザルに参加する意思がある者は、次のとおり参加申請に必要な書類（以下、参加申請提出書類）を提出してください。

(1) 受付期間

令和 6 年 4 月 19 日（金）から令和 6 年 5 月 9 日（木）まで
土日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合は必着）

(2) 参加申請提出書類

参加申請提出書類は次の表のとおりです。提出書類は A 4 判とし、1-⑤から 1-⑦の書類については左綴じで作成してください。なお、1-⑤から 1-⑦の書類については、作成した事業者名を特定できる内容を記述せず、併せてウイルスチェック済みの電子データ（CD-R）を提出してください。

また、川越市競争入札参加資格名簿に登録されていない場合は、1-⑧から 1-⑬までの書類を提出してください。

（必須書類）

	参加申請提出書類	部数	様式
1-①	参加申込書	1 部	様式 1 ※代表者印を押印してください。
1-②	グループ委任状 グループ協定書	1 部	様式 2-1 グループで参加する場合 様式 2-2 グループ協定書（参考） ※代表者印を押印してください。
1-③	協力会社の名称等	1 部	様式 3 協力企業に再委託をする場合
1-④	誓約書	1 部	様式 4 ※代表者印を押印してください。
1-⑤	業務経歴書	10 部	様式 5（体裁の変更は可能です。）
1-⑥	実施体制調書	10 部	様式 6（体裁の変更は可能です。）
1-⑦	担当者の実績等調書	10 部	様式 7（体裁の変更は可能です。）

(川越市競争入札参加資格名簿登録されていない場合の提出書類)

	参加申請提出書類	部数	様式
1-⑧	公募型プロポーザル参加資格申請書及び委任状	1部	様式 A 様式 A-2 ※代理人を置く場合は委任状提出
1-⑨	使用印鑑届	1部	様式 B
1-⑩	経営規模等総括表	1部	様式 C
1-⑪	納税証明書等申請書兼証明書及び委任状	1部	様式 D 様式 D-2 市内本店又は市内営業所が参加する場合のみ
1-⑫	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)	1部	税務署が発行したもので申請日前3カ月以内のもの(写し可)
1-⑬	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書	1部	発行日が申請日前3カ月以内のもの

(3) 提出方法

「実施要領3担当課」あてに参加申請提出書類を持参又は郵送により提出してください。

(4) 参加資格の確認等

参加申請提出書類を基に参加資格の確認を行います。また、参加申し込みが5者を超えた場合は、参加申請提出書類にて予備審査を行い、企画提案書の提出をお願いする事業者(以下、参加事業者)を5者程度選定します。

結果については、令和6年5月13日(月)までに参加申込みをしていたいただいた全ての事業者へ電子メールで通知します。

(5) 情報提供

参加申請者のうち希望者には、本市が令和5年度に実施した事業手法の検討内容について、情報提供します。

7 質問の受付

このプロポーザルに関する質問は次のとおり行います。

(1) 受付期間

令和6年4月19日（金）から令和6年4月26日（金）正午まで

(2) 提出方法

質問書（様式12）に必要事項を記入し、「実施要領3担当課」あてに電子メールで提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」としてください。電子メール送信後、「実施要領3担当課」に送信確認の電話をしてください。なお、電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

(3) 回答

質問の回答は、令和6年5月2日（木）正午までに、ホームページにて公開します。

8 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり企画提案に必要な書類（以下、企画提案提出書類）を持参又は郵送により提出してください。なお、提案は1者につき1つの提案に限ります。

(1) 提出期間

参加資格確認結果通知後から令和6年5月17日（金）まで
土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（郵送の場合は必着）

(2) 企画提案提出書類

企画提案提出書類は次の表のとおりです。企画提案提出書類はA4判とし、2-②及び2-③の書類についてはまとめて左綴じで作成してください。なお、2-②及び2-③の書類については、作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないでください。

また、2-②及び2-③の書類については、併せて、ウイルスチェック済みの電子データ（CD-R）を提出してください。

	提出書類	部数	様式
2-①	企画提案届出書	1部	様式8 ※代表者印を押印してください。
2-②	企画提案書	10部	様式9（体裁の変更は可能です。）
2-③	業務工程表	10部	様式10（体裁の変更は可能です。）
2-④	見積書	1部	様式11（体裁の変更は可能です。）

9 審査方法

審査は、参加事業者の提案の内容に基づき、川越市なぐわし公園整備に係る民間活力導入可能性調査業務委託公募型プロポーザル審査委員会で審査します。

(1) 評価

評価は、企画提案を基に、別紙「評価基準表」により行います。評価の合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点契約予定事業者として決定します。最高得点に同数があった場合は、審査委員会が決定します。

なお、選考にあたり、審査委員会において最低基準を設けます。また、参加事業者が1者の場合も選考を行いますが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとします。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点契約予定事業者を契約予定事業者とします。

(2) プレゼンテーション（予定）

プレゼンテーション（ヒアリング）を行うことを予定しております。プレゼンテーションの実施は、令和6年5月下旬を予定しております。（場合によっては、プレゼンテーションを実施しない場合もあります。）

プレゼンテーションの実施の有無及び詳細は、「実施要領6.（4）参加確認等」の電子メールと併せて通知します。

プレゼンテーションを実施する場合は、出席者は統括責任者となるものを含む3名以内とし、時間は15分以内で、その後質疑応答（15分程度）を行う予定です。

(3) 選考結果

選考結果は、令和6年6月上旬（予定）までに参加事業者に電子メールで通知する予定です。なお、通知内容は、自身の得点及び契約予定事業者、次点契約予定事業者の得点とします。

(4) その他

ア プレゼンテーションでプロジェクター等が必要な場合は、「実施要領3 担当課」に事前に連絡してください。電源、プロジェクター及びブ

クリーンについては市で用意しますが、パソコンについては各参加事業者にて用意してください。

イ 統括責任者として予定している者は出席してください。

ウ プレゼンテーションの場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現（参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等）はしないでください。

エ 審査委員会での選考は非公開とします。

オ 選考結果に対する異議申立ては受理しません。

10 結果の公表

選考結果については、川越市ホームページで公表する予定です。

11 契約の締結

本業務の契約予定事業者に選定された者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を越えている場合
- (5) プレゼンテーションを実施する場合に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 川越市と契約を締結する事業者は、予定した統括責任者等を配置するものとし、当該統括責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (4) 川越市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式10）」に記載する内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュール

に基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとしします。

- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属します。ただし、川越市がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとしします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき提出書類の公開について判断します。
- (8) 「参加申し込み」の後に辞退する場合は、辞退届（様式13）を提出するものとしします。